第八十三条中第八号を第九号とし、第七号を削り、同条第六号中「に関すること」を「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

第八十四条の見出しを「（都市安全課の所掌事務）」に改め、同条中「都市・地域安全課」を「都市安全課」に改め、同条第一号及び第二号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条第四号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、「下水道及び」を削る。

第八十五条　削除

第八十六条第一号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。

第八十六条第六号中「及び政策統括官」を削り、同条第八号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条第十号を次のように改める。

十　都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあっては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

第八十八条第一号中「並びに土地・水資源局及び下水道部」を「及び水管理・国土保全局」に改め、同条に次の六号を加える。

九　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関することを除く。）。

十　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること（同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関することを除く。）。

十一　新住宅市街地開発事業に関すること。

十二　新都市基盤整備事業に関すること。

十三　まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。

十四　都市開発資金の貸付けに関すること（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課の所掌に属するものを除く。）。

第八十九条第四号中「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第九十条第一号中「都市・地域安全課」を「都市安全課」に改め、同条第六号中「及び下水道部」を削る。

第九十一条から第九十五条までを削る。

第六目　河川局」を「第六目　水管理・国土保全局」に改める。

第九十六条の見出し中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改める。

砂防部」を「水管理・国土保全局に、水資源部、下水道部及び砂防部」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　水資源部に、次の二課を置く。

水資源政策課

水資源計画課

3　下水道部に、次の二課及び流域管理官一人を置く。

下水道企画課

下水道事業課

第一章第二節第三款第六目中第九十六条を第九十一条とする。

第九十七条第一号及び第四号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十八条第一号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「こと」を「こと（下水道部の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第二号中「第百二条」を「第九十七条」に改め、同条第四号中「一級河川」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十九条第七号中「特定都市河川浸水被害対策法」の下に「（平成十五年法律第七十七号）」を加え、同条を第九十四条とする。

第百条第一号及び第二号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に、「こと」を「こと（下水道部の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第六号中「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の下に「（平成六年法律第八号）」を加え、「都市・地域整備局」を「下水道部」に改め、同条を第九十五条とする。

第百一条第六号中「第八条第一項第一号、第二号及び第五号」を「第八条第一項第三号、第四号及び第七号」に改め、同条を第九十六条とする。

第百二条第一号中「指導（」の下に「下水道」を加え、同条第五号中「総合政策局の所掌に属する」を「交通に関連する防災に関する事務に係る」に改め、同条を第九十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（水資源政策課の所掌事務）

第九十八条　水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水資源部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　水の需給に関する総合的かつ基本的な政策（水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画を除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　水資源開発基本計画に基づく事業に関する共同費用の配分の基準に関すること。

四　水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　独立行政法人水資源機構の組織及び運営一般に関すること。

六　国土審議会水資源開発分科会の庶務に関すること。

七　独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（水資源計画課の所掌事務）

第九十九条　水資源計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること（水資源政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

（下水道企画課の所掌事務）

第百条　下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　下水道部の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

三　下水道に関する中長期的な計画の企画及び立案に関すること。

四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関すること（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）。

五　日本下水道事業団の行う業務に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（下水道事業課の所掌事務）

第百一条　下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水路事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導）に関すること。

二　土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関すること。